

## 第2章 緑の現況と課題

### 1. 市勢の概況

#### (1) 自然的条件

##### 位置

本市は千葉県の北西部に位置し、西は江戸川を隔てて東京都に相對し、東は船橋市と鎌ヶ谷市、北は松戸市、南は東京湾に臨み、さらに浦安市に接しています。

都心から20km圏内にあり、平坦な地形であることから良好な住宅都市として発展するとともに、市南部の工業地は京葉工業地帯の一翼を担っています。

##### 地形

本市の面積は、約56.39km<sup>2</sup>で、南北約13.3km、東西約8.2kmの南北にやや細長い形をしています。

市の北部は下総台地の西端に位置する標高20～25mの関東ローム層からなる台地で、台地の南には沖積層からなる標高5m以下の低地が広がり市の中央部から南部へと平坦な地形が続いています。

台地は大きく分けて西から国分台・国分の台地、曾谷・大町の台地、柏井町・中山の台地の3つに分けることができます。この3つの台地の間には国分谷と大柏谷の2つの幹谷が入り込んでおり、それぞれの谷に国分川と大柏川が流れています。

2つの幹谷からは台地に向かっていくつも細かい谷が木の枝のように奥深く入り込んでおり、谷津\*と呼ばれる下総地方独特の細長い谷地形が形成されています。谷津の両側は急峻な斜面林にはさまれており、斜面林の裾からは湧水が多く見られます。これらの谷津は、狭い範囲に様々な自然環境がモザイク状に分布するため、水循環\*や生物の生息に変化をもたらし、多様な生態系\*を生み出しています。

市の中央部には、今から8千年～3千年前



図2-1. 市川市の位置

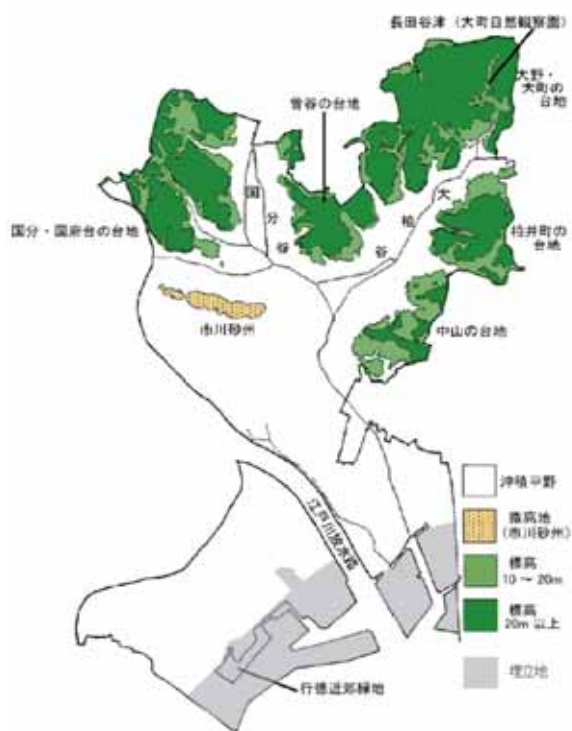


図2-2. 市川市の地形

頃の縄文時代の海進海退\*によって砂が堆積し、周辺の低地よりも2～4m程度小高くなった「市川砂州」が東西に伸びています。

市の中央部から南部に広がる低地は、縄文時代の海進海退により海であった部分に土砂が堆積してできた平坦な地形になっています。現在、東京湾に面している部分は昭和30年代以降に大規模な海面埋立により造成された土地です。

### 気象

過去10年間(平成5年から平成14年)の年平均気温は15.6℃、月別の平均最低気温は1月の5.5℃、平均最高気温は8月の26.7℃となっており、おおむね温和な気候です。

年間降水量は約1,200mmで夏期に多く冬に少ない傾向となっており、千葉県内では海流に影響を受ける外房地方に比べて寒暖の差が大きく降水量が少ない特徴があります。

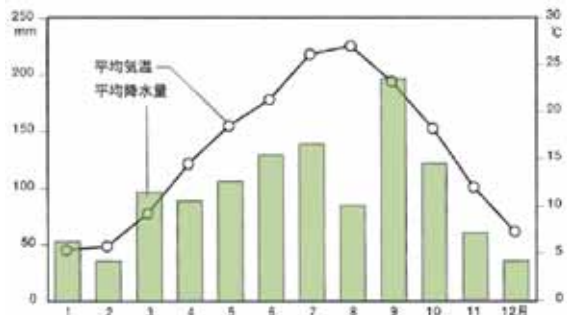


図2-3. 市川市の気象

### 水系

本市には9本の一級河川があり、いずれも利根川水系に属します。

江戸川は利根川より千葉県関宿で分流し上水道や工業用水等の水源となっています。

通常は行徳可動堰\*により東京湾と仕切られており、江戸川閘門から旧江戸川へと流れ千葉県浦安市、東京都江戸川区で東京湾に注いでいます。

このほか、真間川、国分川、春木川、大柏川、派川大柏川等の小河川とこれらに注ぐ多くの小規模な水路は、周辺の谷津を水源として北より南へ流下し、江戸川、東京湾へと注いでいます。

かつて多数あった小規模な水路や小川は、いずれも普段は水量が少なく、そのほとんどが治水対策等により整理、暗渠\*化されて道路になっています。また護岸改修により、自然の川岸は見られなくなっています。

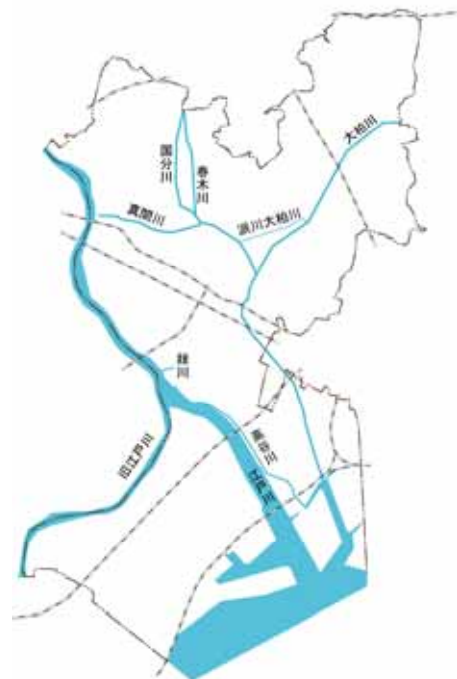


図2-4. 市川市の水系

### 動植物の生息状況

本市には、台地と低地、市川砂州、江戸川や小河川、東京湾等の地形や水系があり、そこに生息する生物も多く、それぞれに複雑な生態系をなしていました。人口の増加と都市化は自然環境の変化を招き、それによって

在来の動植物の生息・生育環境へ影響がおよび、生息種・生育種の変化が起きました。

市街化が進み在来の生物が生息できなくなった地域では、餌を人間の生活に依存する生物や外来種\*等が多数生息・生育し、市街地特有の生態系を形づくっています。

### 樹林地

樹林地の多くは北部の台地と、低地との境界に残る斜面林で、土砂崩落の防止や湧水\*の水源涵養機能\*等も担っています。真間山から国府台、里見公園にかけての江戸川沿いには、照葉樹林\*の片鱗が見られ、スダジイやタブノキが林冠\*を成し、下総台地における典型的な樹林形態を示しています。

斜面林の大部分は、マツ林等であったものが放置され、イヌシデ、クヌギ、コナラ、エゴノキ等の落葉広葉樹\*が混交する雑木林\*となり、多様な動植物の生息・生育場所になっています。



北東部の樹林地

### 湧水、谷津

かつての谷津地形に多く見られた湧水源は、農業や生活用水となり、小川や湿地は多様な生物の生息域となっていました。現在では、湧水として保存されているものは数少なく、大町公園や里見公園等わずかです。

大町公園自然観察園の湧水が潤す谷底の湿地では、サワガニやホトケドジョウ、ヘイケボタル、オニヤンマ等の動物、カワモズク、ミクリ、カサスゲ、ミゾソバ等の植物を始めとする多様な動植物が生息し、周辺の斜面林と合わせて複雑な生態系を形成しています。



大町公園内の湿地

### 小河川

湧水を源とし水田等を潤していた水路や小河川は、都市化による水質悪化、護岸整備や暗渠化等で、生物の生息空間に適さなくなりました。その後に生活排水対策が進み、一部にはカダヤシやモツゴ、コイ等が見られるようになりましたが、本来の生物相とはなっていません。大柏川や国分川の中流には、洪水対策として調節池\*が設けられ、地域本来の湿地環境を取り戻す努力が行われ、かつて水田や小川で見られた生態系が復元されることが期待されています。

### 江戸川

利根川より分流した江戸川は、都市化が進んだ小河川に比べると特有の自然環境がみられます。

上流部からタネが運ばれてきてオニグルミ、タコノアシ、フジバカマ、ノウルシ等、今では江戸川河川敷の一部でしか見ることのできなくなった植物も少なくありません。

魚類ではコイやフナをはじめ多くの魚類が生息するとともに、利根川水系にしか生息していない中国原産のハクレン等も生息しています。また、アユやシラス(ウナギ稚魚)等も海から遡上してきます。



江戸川(和洋女子大学からの眺望)

### 江戸川放水路\*

干潮時、両岸にわずかに干潟が干出し、河川敷に生育するヨシ原と相まって東京湾最奥部の泥干潟に似た生物相が見られます。

魚類では、分布の北限とされるトビハゼが生息するほか多くの魚類の産卵や稚魚の生息場所となっています。

また、チゴガニ、コメツキガニ、ヤマトオサガニ、アシハラガニ等の甲殻類\*、多数の貝類やゴカイ等の底生生物が生息し、これらを餌とするシギやチドリ類の渡来、越冬場所となっています。放水路の河川敷や砂が多かった場所では、砂浜に見られるハマエンドウやハマヒルガオ等の海浜植物が生育し、干潟の周辺等海水が混じる場所ではウラギクやシオクグ等の塩生植物\*もわずかに見られます。



江戸川放水路

### 市街地

都市化により自然環境の大きな特徴のひとつとして、外来生物が多いことが挙げられます。植物では、セイヨウタンポポ、オオイヌノフグリ、ヒメジョオン、ハルジオン、セイトカアワダチソウ等が生育し、動物ではアメリカザリガニやウシガエル、ミシシッピーアカミミガメ、ブラックバス、また、ドバト等がたくさん生息しています。

また、人間の餌やりやゴミに依存してハシブトガラスやカモメ類、カモ類、ドバト、タヌキ、ハクビシン等が急激に増加したり、特定の場所に集中する等の現象も起こっています。

(参考文献：「平成14年度版 市川市の環境」)

## (2) 社会的条件

### 人口

本市の人口は、平成 15 年現在 463,103 人であり、この 30 年間で約 17.3 万人増加しています。近年 10 年間では約 1.6 万人の増加に留まり、増加傾向は鈍化しています。

また、世帯数は、近年 10 年間で約 2.3 万世帯増加し、平成 15 年の平均世帯人員は 2.26 人となり、核家族化や単独世帯の比率が高くなっています。

さらに、市外からの転入人口は 37,349 人、転出人口は 38,271 人に達し、転入・転出による流動人口が多くなっています。

### 土地利用

土地利用の変遷を地目別で比較すると、田は、昭和 40 年代、50 年代に急激に減少し、平成 15 年では 168.6ha(昭和 40 年の 11.1%)となっています。この大きな要因は宅地開発によるもので、昭和 40 年から平成 15 年までに 1,450.4ha が開発され、畑や山林の減少にも影響しています。

また、都市公園\*は、昭和 40 年の面積 14.7ha から 109.5ha 増加し、平成 15 年では約 124.2ha となっています。

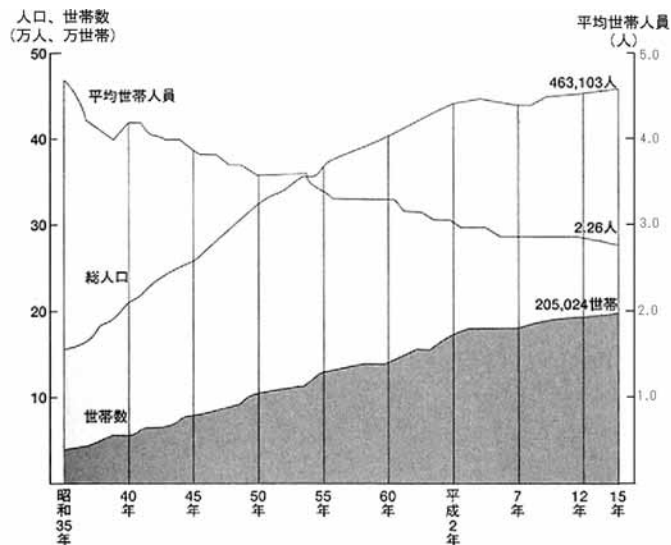


図 2-5. 人口の推移  
(各年 10 月 1 日現在)

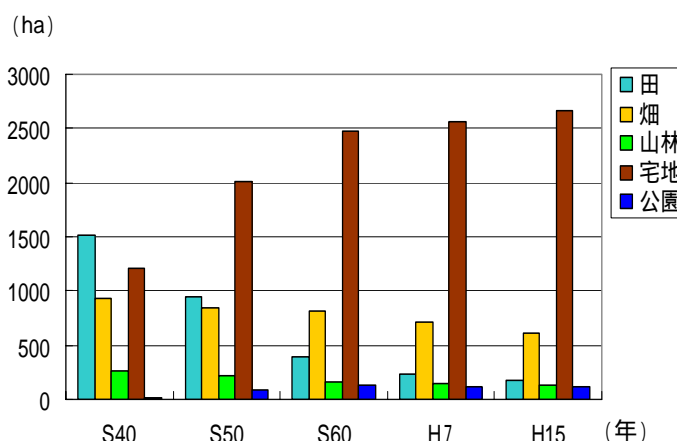


図 2-6. 土地利用の変遷  
出典：固定資産税課資料



図2-7. 住宅地、水田、果樹園の変遷  
出典：市川の自然

### 交通体系

本市は東京都と千葉県を結ぶ交通網の玄関口に位置していることから、広域的な幹線道路\*や鉄道等の交通環境に恵まれています。

道路は、南から首都高速湾岸線、京葉道路、国道14号が東西方向を結び、広域的な幹線ルートが形成されています。また、南北方向には県道市川松戸線や市川柏線等がありますが、南北の幹線道路が充足しているとは言えません。そこで、南北軸として外かん道路の整備が進められ、首都高速湾岸線、京葉道路、国道14号とつながることにより、市内の交通流の円滑化等交通機能の向上が期待されています。

鉄道においては、南からJR京葉線、営団地下鉄東西線、都営地下鉄新宿線、JR総武線、京成本線、JR武蔵野線、北総線があり、交通利便性は高いといえます。



図2-8. 交通体系図

### (4) まちづくり事業

#### 市街地再開発事業

本市の中心市街地において、低層の木造建築物が密集し、公共施設が不十分な市街地では、建築物等の整備と併せて道路・広場等の公共施設を確保し、安全で快適な市街地をつくりあげていくことが必要です。

本八幡駅北口地区(約3.6ha)市川駅南口地区(約2.6ha)の市街地再開発事業を推進しています。

#### 土地区画整理事業

昭和12年より宅地の利用増進と公共施設の整備改善し健全な市街地を築くため、土地区画整理\*事業が組合施行で行われています。現在は、市川市柏井土地区画整理事業(面積17.7ha)と市川市原木西浜土地区画整理事業(面積7.9ha)が行なわれています。

土地区画整理事業では公園緑地が計画的に配置されています。



図2-9. まちづくり事業実施区域

## 2. 緑の現況

### (1) 特徴的な緑

#### 樹林地

本市の特徴的な樹林地の変遷を見ると、全体的に分断化や縮小化の傾向がみられます。

明治 20 年から昭和 30 年までは大町周辺に多く分布していた樹林地が果樹園に、中山周辺では墓地等になり、まとまった消失がみられます。

また、下貝塚地区周辺では、宅地開発により消失し、帯状の樹林地が分断されました。近年、宅地化や土地造成が進行し、特に国府台や大野地区周辺の市街化区域内では、樹林地の減少が目立ちます。市内全体では、平成 6 年と 11 年の調査結果を比較すると、5 年間で 2.03ha 減少しています。

(平成 11 年度の樹林地は航空写真により計測し、面積を算出しています。)

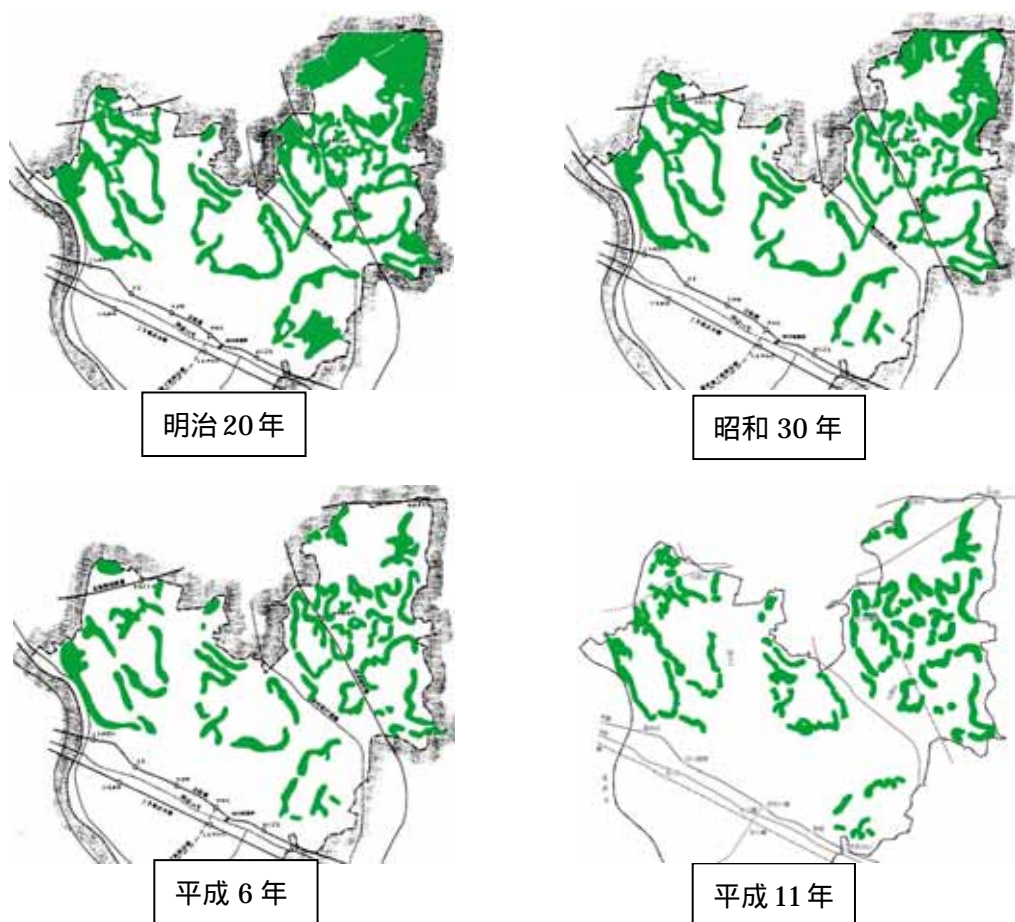


図 2-10. 樹林地の変遷

表 2-1. 最近の樹林地の比較

平成 6 年度調査	平成 11 年度調査	比較結果
147 箇所	145 箇所	全喪失 2 箇所 一部喪失 23 箇所
87.30ha	85.27ha	2.03ha 減少



### クロマツ

京成本線沿いから国道14号にかけての市街地には、市の木であるクロマツがまとまって生育し、本市を代表する景観\*となっています。この地域は、「市川砂洲\*」上にあり、クロマツが生育していくための条件に適しています。

この地域のクロマツは、かつて胸高幹周300cm、高さ30mの大木が見られましたが、現在では、胸高幹周250cm、高さ25mのものが多く、主に市川1丁目の地蔵山や平田2丁目の平田緑地、新田1丁目の胡録神社等にまとまって見られます。胸高幹周150cm以上のクロマツのほとんどは、建築規制が厳しい第一種低層住居専用地域にあり、その一部は風致地区に指定されています。

### 農地

農業振興地域は、昭和30年代から40年代にかけて、都市地域への人口集中化のため宅地開発等が急速に行われたことにより、農地が減少し続ける状況の中で、農業の振興を図るべき地域を明らかにし、重点的に整備・保全を行うことを目的に定められました。

本市は、昭和48年に千葉県知事より、大町及び大野町のそれぞれの一部地域が農業振興地域に指定されました。現在、農業振興地域386haのうち、耕作の目的に供される土地として、果樹園を中心に152haが農用地区域に指定されていますが、昭和48年の指定当初よりも40ha減少しています。

一方、農業振興地域以外での農地では、大柏川沿いの市街化調整区域\*において、近年の農業従事者の減少、高齢化等が背景となって遊休農地\*の増加が課題となっています。そこで、この遊休農地を活用する方向性として、遊休農地解消対策事業を推進していくとともに、市民の農業体験の場、総合学習\*の場としての農地の活用が求められています。



図2-11. 市街地におけるクロマツ分布状況



市街地におけるクロマツ



農地(原木のねぎ畑)



農地(大町の梨園)

### 水辺環境

本市の水辺環境は、江戸川に代表される9本の一級河川の外に、北部にはじゅん菜池緑地や湧水の豊かな大町公園等の広域的な都市公園、南部には江戸川第二終末処理場や行徳近郊緑地特別保全地区、海辺に面した三番瀬等があります。

このような良好な水辺環境は、人々に潤いと安らぎを与え、環境学習等の場としても活用されています。また、動植物の生息・生育の場としても重要な空間であるため、積極的な保全が求められています。



じゅん菜池緑地

## (2) 緑地の総量及び緑地率

本市の緑地の面積は 1,685ha で市の面積 (5,639ha) に対して約 30%を占めています。

緑地の分布状況は、市の北部には風致地区、生産緑地地区や農業振興地域等の地域制緑地が広く分布し、南部では都市公園等の施設緑地の割合が高くなっています。

施設緑地は 693 箇所、382ha 分布し、市面積の約 7%に当たります。また、緑地保全地区や風致地区、生産緑地地区等の地域制緑地は 638 箇所、約 1,436ha(重複面積含む)を占め、市面積の約 26%となります。

本市における市街化区域、市街化調整区域及び都市計画区域の緑地の総量を表2-2に示します。

表2-2. 緑地総量(平成15年)

緑地種別	区域		市街化区域			市街化調整区域			都市計画区域		
	箇所	面積(ha)	m <sup>2</sup> /人	箇所	面積(ha)	m <sup>2</sup> /人	箇所	面積(ha)	m <sup>2</sup> /人		
住区基幹公園	街区公園	291	27.75	0.66	9	2.12	0.56	300	29.87	0.65	
	近隣公園	11	16.69	0.39	-	-	-	11	16.69	0.36	
	地区公園	1	8.40	0.20	-	-	-	1	8.40	0.18	
	都市基幹公園	-	-	-	1	11.39	3.03	1	11.39	0.25	
	運動公園	2	9.21	0.22	-	-	-	2	9.21	0.20	
基幹公園計	305	62.05	1.47	10	13.51	0.29	315	75.56	1.64		
歴史公園	2	2.71	0.06	1	3.16	0.84	3	5.87	0.13		
広域公園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
緩衝緑地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
都市緑地	22	13.73	0.32	5	29.05	7.72	27	42.78	0.93		
都市公園計	329	78.49	1.86	16	45.72	12.15	345	124.21	2.70		
児童遊園	81	3.26	0.08	14	0.98	0.26	95	4.24	0.09		
市民農園	6	1.10	0.03	6	2.02	0.54	12	3.12	0.07		
教育施設	52	95.57	2.26	13	31.79	8.45	65	127.36	2.76		
公共団体設置による運動場等	-	-	-	2	5.15	1.37	2	5.15	0.11		
施設付属緑地等	5	7.27	0.17	6	53.80	14.29	11	61.07	1.33		
道路環境施設帯、植栽帯	9	2.94	0.07	2	0.82	0.22	11	3.76	0.08		
緑道	4	0.71	0.02	-	-	-	4	0.71	0.02		
その他の緑地	25	4.72	0.11	2	1.18	0.31	27	5.90	0.13		
公共施設緑地計	182	115.57	2.73	45	95.74	25.44	227	211.31	4.59		
都市公園等合計	511	194.06	4.59	61	141.46	37.58	572	335.52	7.28		
市民緑地	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
市民農園	1	0.27	0.01	-	-	-	1	0.27	0.01		
社寺林	106	43.47	1.03	14	2.74	0.73	120	46.21	1.00		
民間施設緑地計	107	43.74	1.03	14	2.74	0.73	121	46.48	1.01		
施設緑地計	618	237.80	5.62	75	144.20	38.31	693	382.00	8.29		
緑地保全地区	3	2.01	0.05	1	83.00	22.05	4	85.01	1.85		
緑地協定	10	26.71	0.63	-	-	-	10	26.71	0.58		
風致地区	4	497.21	11.75	1	271.79	72.21	5	769.00	16.69		
生産緑地地区	388	111.20	2.63	-	-	-	388	111.20	2.41		
保存樹林	3	0.92	0.02	3	3.48	0.92	6	4.40	0.10		
農業振興地域	-	-	-	1	386.00	102.56	1	386.00	8.38		
河川区域	5	7.45	0.18	3	172.26	45.77	8	179.71	3.90		
保安林区域	1	0.10	0.00	-	-	-	1	0.10	0.00		
地域森林計画対象民有林	17	15.00	0.35	37	93.00	24.71	54	108.00	2.34		
史跡等	4	8.17	0.19	1	2.68	0.71	5	10.85	0.24		
法によるもの計	435	668.77	15.81	47	1,012.21	268.93	482	1,680.98	36.48		
樹林地保全協定	132	11.90	0.28	110	38.80	10.31	242	48.70	1.06		
地域制緑地間の重複	80	52.73	1.25	6	240.93	64.01	86	293.66	6.37		
地域制緑地計	487	627.94	14.84	151	810.08	215.23	638	1,436.02	31.17		
施設緑地、地域制緑地間の重複	100	60.91	1.44	34	72.12	19.16	134	133.02	2.89		
緑地総計	1,005	804.83	19.02	192	882.16	234.38	1,197	1,685.00	36.57		
人口	市街化区域人口								423,100	人	
	都市計画区域人口								460,738	人	
面積	市街化区域面積								3,976	ha	
	都市計画区域面積								5,639	ha	
緑地の確保水準	市街化区域面積に対する割合								20.24	%	
	都市計画区域面積に対する割合								29.88	%	
都市公園等の水準 (住民一人当たり面積)	都市公園								2.70	m <sup>2</sup> /人	
	都市公園等								7.28	m <sup>2</sup> /人	

## &lt;緑地の総量について&gt;

- ・人口は平成15年4月1日現在です。
- ・各緑地面積の数値はm<sup>2</sup>単位で集計し、四捨五入により算出しています。(単位:ha)
- ・施設緑地、地域制緑地間で重複する緑地面積は合計値より控除しています。
- ・各緑地面積の数値はm<sup>2</sup>単位で集計し、四捨五入により算出しています。
- ・緑地率 = 緑地総量 / 市域の面積 = 1,685ha / 5,639ha × 100 = 29.88(%)

緑地現況図

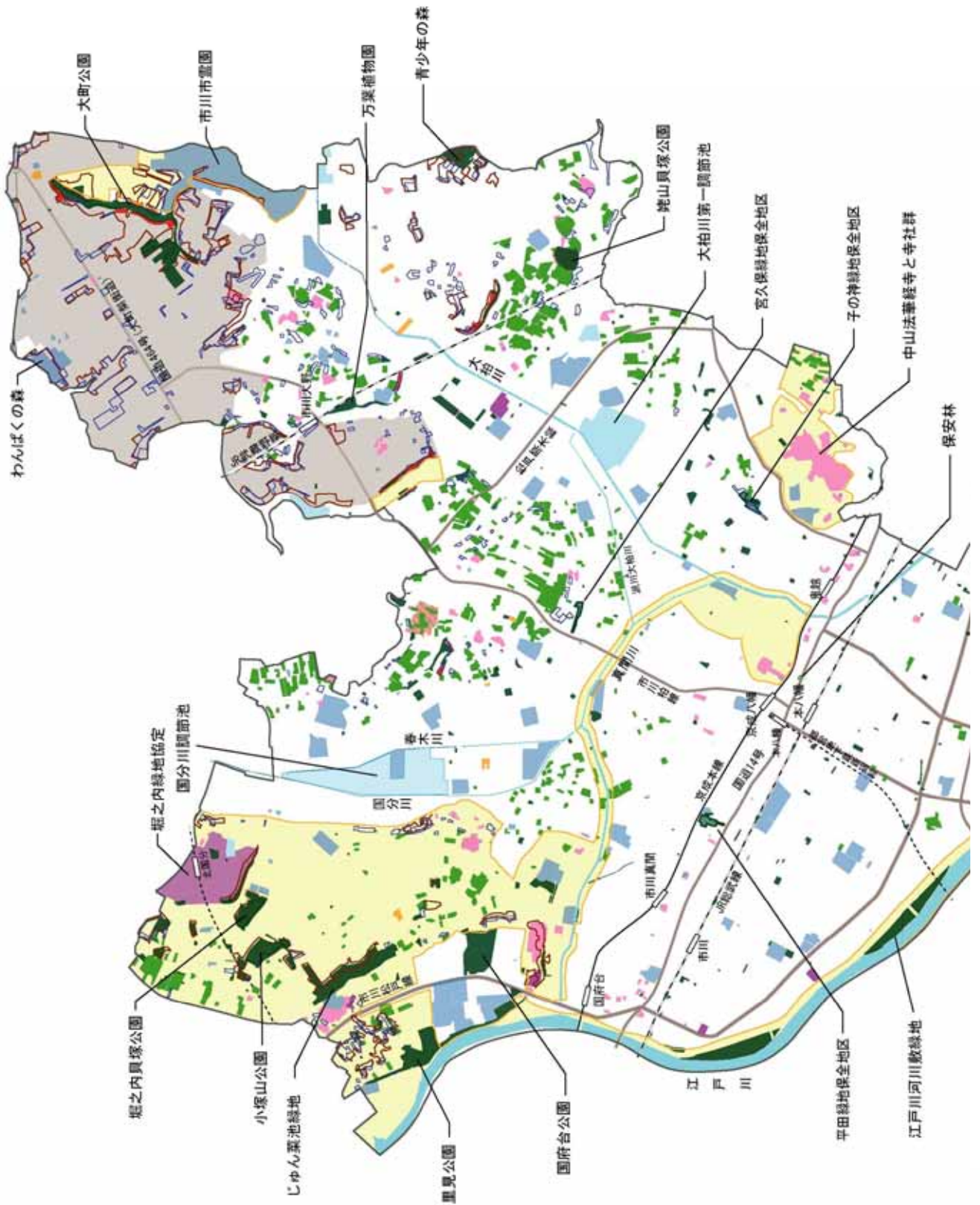
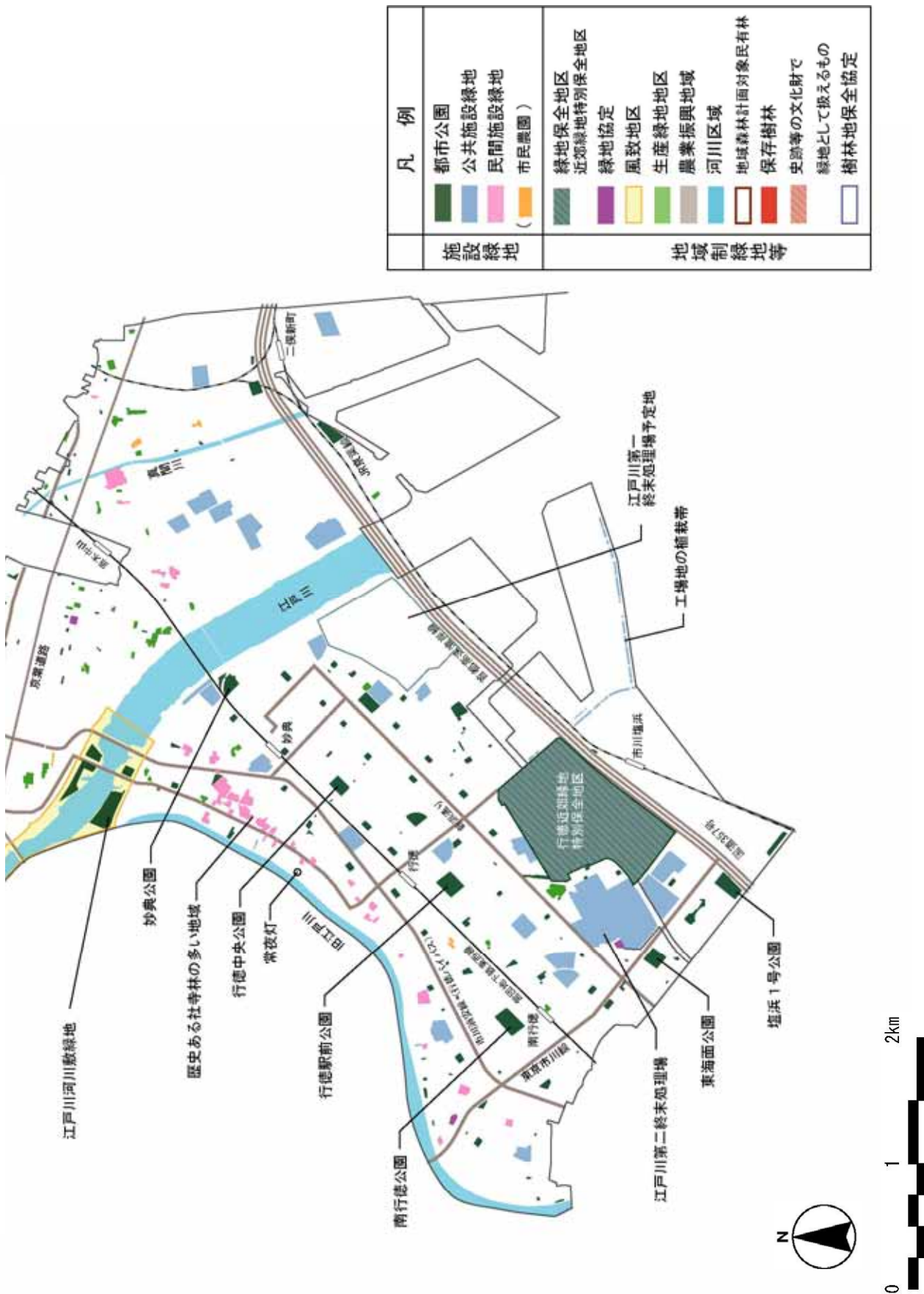


図 2-12. 緑地現況図



### (3) 施設緑地の現況

本市の都市公園、公共施設、民間施設を含めた施設緑地の総面積は382haです。

都市公園は、面積、施設、目的、機能等により分類されています。地域の特性を活かした公園づくりとしては、湧水や湿地を取り込んだ自然性の高い大町公園、歴史的価値の高い堀之内貝塚公園、姥山貝塚公園、斜面樹林を活かしたじゅん菜池緑地等があります。

現在、都市公園は345箇所、124.2haあり、市民一人あたりの公園面積は2.70㎡となっています。都市公園法施行令に定められた標準面積(市民一人あたり10㎡以上)とは大きくかけ離れているのが現状です。全国、千葉県、周辺市の都市公園の整備状況を平成15年現在の数値で比較してみると、本市は低い値となっています。

また、公共施設緑地を含めた都市公園等の現況は、572箇所、面積335.5ha、市民一人あたりの緑地面積は7.28㎡となっています。

#### 都市公園

本市には、大町公園、里見公園、じゅん菜池緑地、小塚山公園、堀之内貝塚公園等地域の特徴を活かした公園があります。

これらの公園は地域防災の拠点として位置づけられています。平成16年4月には、防災拠点、一時避難場所としての機能を担う大洲防災公園2.8ha(大洲1丁目)が開設されます。

地域ごとの公園整備率では、大柏や国府台地区は比較的、公園整備率が高く、緑豊かな地域を形成しています。一方、旧市街地の市川、八幡、中山、宮久保地区の公園整備率は1.0㎡/人以下となっています。その中でも市川、八幡地区は本市の中心市街地であることから、効果的な緑化の推進が望まれています。

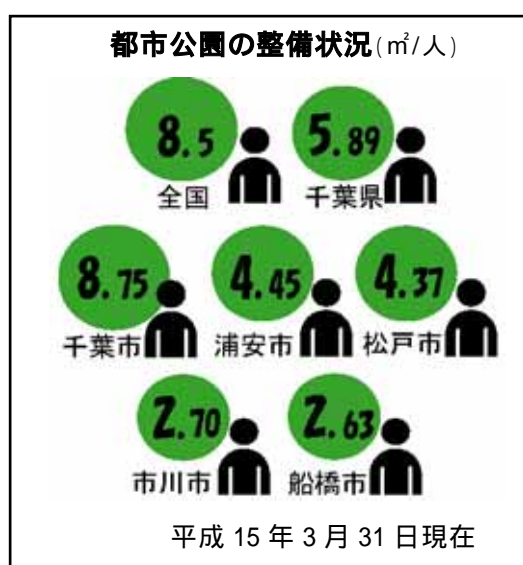


図2-13. 全国、千葉県、周辺市との比較

表2-3. 地域別の公園整備状況

4 地域の分類は、「第5章 図5-1.4 地区分類図」参照

	北東部		北西部		中部		南部		全体	
	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所
街区公園	7.45	73	4.98	59	4.97	75	12.46	93	29.87	300
近隣公園	1.10	1	4.03	2	1.24	1	10.32	7	16.69	11
地区公園	-	0	8.40	1	-	0	-	0	8.40	1
総合公園	11.39	1	-	0	-	0	-	0	11.39	1
運動公園	-	0	7.35	1	-	0	1.86	1	9.21	2
歴史公園	2.46	1	3.41	2	-	0	-	0	5.87	3
広域公園	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0
都市緑地	6.35	11	11.90	15	24.53	1	-	0	42.78	27
緩衝緑地	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0
都市公園計	28.75	87	40.07	80	30.74	77	24.64	101	124.21	345

## 公共施設緑地

### 児童遊園

市内には、現在 95 箇所、約 4.2ha の児童遊園が整備されています。地域ごとにその整備状況をみると、大柏地区が最も多く約 1.22ha、最も少ない市川地区では約 0.04ha の状況です。また、八幡 6 丁目児童遊園（0.22ha）や稲荷木 3 丁目児童遊園（0.23ha）等、比較的面積の大きい児童遊園も整備されています。



八幡神社児童遊園



香取市民農園

### 市民農園

本市が開設している市民農園は、市街地周辺部を中心に 12 箇所、約 3.1ha が整備されています。特に、原木 4 丁目や東国分 1 丁目にある市民農園は規模も大きく、利用者も多い状況です。市民農園は人気も高まりつつあり、市民が身近に土にふれることのできる場となっています。



中国分市民農園

表 2-4. 市民農園一覧(H15 年 10 月現在)

< 本市が開設している市民農園 >

	名称	所在地	開設年月	面積(m <sup>2</sup> )	区画数
1	稲荷木	稲荷木 2 丁目 172	S52.09	1,047	28
2	香取	香取 2 丁目 5 - 5	S56.03	2,177	94
3	原木 4 丁目	原木 4 丁目 1358 - 1	S57.03	4,155	104
4	東国分 1 丁目	東国分 1 丁目 1598 - 4	S57.02	4,700	146
5	大町	大町 178 - 2	H8.03	3,908	70
6	中国分	中国分 2 丁目 18 - 1	H8.10	3,253	104
7	若宮	若宮 2 丁目 115 - 5	H9.09	518	22
8	曾谷	曾谷 1 丁目 192 - 1	H9.09	1,361	50
9	原木 3 丁目	原木 3 丁目 1535	H11.10	2,675	111
10	曾谷 3 丁目	曾谷 3 丁目 1218 - 7	H12.04	1,395	32
11	柏井町 3 丁目	柏井町 3 丁目 136	H15.04	2,088	66
12	信篤	原木 2 丁目 1581 - 1	H15.09	3,972	104
計	12 カ所			31,249	931

< 民間により開設されている市民農園 >

	名称	所在地	開設年月	面積(m <sup>2</sup> )	区画数
1	柏井きらくファーム	柏井町 3 丁目 222	H13.05	2,749	56

学校

公共施設の緑化の現況を把握するため、その代表的な地域の拠点施設でもある学校について、緑被現況を調査しました。

(平成11年度1/10,000の航空写真より判別できるものを計測)

表2-5. 学校の緑被率

	敷地 総面積(m <sup>2</sup> )	緑被 総面積(m <sup>2</sup> )	緑被率 (%)	緑被現況
幼稚園	15,806	1,558	9.9	最も緑被率*が高いのは南部地域にある南行徳幼稚園の12.7%であり、次いで百合台幼稚園の12.5%となっています。
小学校	558,895	82,333	14.7	小学校の緑被率を見ると最も高いのは中国分小学校で30.6%です。また、大柏小学校や大町小学校等、緑被率20%を超える小学校が見られる一方、緑被率5%以下の小学校も見られます。
中学校	293,477	31,255	10.6	中学校の緑被率を見ると、緑被率20%を超えるのは第一中学校のみであり、緑被率10%前後の学校が多く、緑被率5%前後のものも見られ、緑被率の向上が求められます。
高校	304,927	29,915	9.81	各高等学校の緑被率は市川東高校が約15%、このほかは、10%前後の学校が多く、全体的に緑被率の低い状況です。
大学等	119,312	17,250	15.9	大学等の緑被率を見ると、筑波大付属聾学校は20%に近い緑被率を示しています。

本市では、学校緑化推進事業の一環として校庭の芝生化を推進しており、現在、3小学校で校庭が芝生化されました。校庭の芝生化は、児童のけが、降雨による校庭の土砂流出、都市のヒートアイランド現象の防止や児童の遊びによる体力向上等の効果が期待されています。

表2-6.3 小学校の校庭の芝生化面積表

学校名	芝生化面積(m <sup>2</sup> )
南新浜小学校	1,380
中国分小学校	827
大和田小学校	1,795



南新浜小学校(校庭緑化)



南新浜小学校(校内ビオトープ)



中国分保育園



### スポーツ施設

国府台公園の陸上競技施設や体育館、北方町4丁目の市民プール等の運動施設周囲には比較的緑が多く、また、各地域にあるテニスコートや運動広場は近隣公園内に整備されており、健康的に活動できる憩いの場として市民に利用されています。さらに、江戸川の河川敷には、広々とした運動施設として野球場やサッカー場が整備され、身近な運動施設として活用されています。



国府台公園

### 街路樹

行徳地域の妙典駅や行徳駅、南行徳駅の周辺等の土地区画整理事業が行われた箇所を中心に、道路緑化が行われています。

しかし、市川駅や本八幡駅周辺の市街地では、整備がほとんど進んでいない状況です。また、整備済みの都市計画道路\*でも街路樹等の緑化が行われていない区間がみられます。街路樹の樹種構成をみると、最も多いのがマテバシイで、次いでサクラ、ヤマモモと続きます。



街路樹(サクラ)



街路樹(妙典土地区画整理地区内)

表 2-7. 道路の緑化の状況(平成 15 年 4 月)

道路総延長	777,082m
一般国道	17,169m
県道	39,207m
市道	720,706m
植栽延長	111,962m
緑化率	14.4%

植栽可能な道路に対する緑化率ではなく、全市域における道路総延長に対する道路緑化率であり、現在、植栽可能な沿道には高木約12,000本、下木約180,000本が植栽されています。

表 2-8. 街路樹で多用されている樹種一覧(高木)

順位	樹種	本数(本)
1	マテバシイ	2,352
2	サクラ	1,551
3	ヤマモモ	1,039
4	クスノキ	1,034
5	サザンカ	471
6	プラタナス	422
7	ハナミズキ	407
8	タブノキ	401
9	イチョウ	401
10	クロガネモチ	372

## 民間施設緑地

### 社寺林の現況

法華経寺、葛飾八幡宮、弘法寺、下総国分寺、唱行寺、徳願寺等の境内には歴史や文化を感じることのできる社寺林が見られます。また、稲荷神社、愛宕神社、妙行寺等の敷地内には巨木もあり、風情ある都市景観を構成する地域資源となっています。

市域における社寺林の状況を以下の表に示します。

表 2-9. 社寺林の現況

	市街化区域	市街化調整区域	計
箇所数	106	14	120
面積 (ha)	43.5	2.7	46.2



法華経寺



落葉樹の生垣



工場敷地内の緑化(塩浜地区)



工場敷地内の緑地(塩浜地区)



工場周辺の緑化(塩浜地区)

### 住宅地の緑化状況

住宅地における緑化状況をみると市の中心部である菅野や八幡、大和田地区、また、南部の妙典、行徳等新しい市街地では所々に生垣や花により緑化された戸建住宅が見られますが、全般的に少ない状況です。

密集した市街地等には狭隘道路\*が多く、ブロック塀が目立つことから連続的な緑化が必要です。

### 駅前等の商業・業務地における緑化状況

本市の中心部となる本八幡駅、市川駅周辺には、クロマツ等の屋敷林\*、街路樹やフラワーポット等による緑化を行っているところもありますが、更なる緑化の充実が求められています。

### 工業地における緑化状況

地域の良好な生活環境の保全を目的に、「工場等の緑化に関する要綱」に定める基準に従い企業と緑化協定を締結しており、各工場別に緑地面積を定めていますが、十分な緑化が見られない工業地もあります。

#### (4) 地域制緑地等の現況

都市計画関連の緑地を保全する法律等により、緑地が守られています。

##### 緑地保全地区

「都市緑地保全法」第3条に基づき、良好な自然環境を形成している緑地を緑地保全地区として昭和56年3月に3地区、約2haが指定されています。

平田緑地保全地区(0.68ha)  
子の神緑地保全地区(0.69ha)  
宮久保緑地保全地区(0.64ha)

##### 近郊緑地保全区域

「首都圏近郊緑地保全法」第3条に基づき、首都圏の近郊整備地帯において良好な自然環境を有し、無秩序な市街化の防止に効果がある緑地について、その周辺住民の健全な生活環境を確保するために本市では、行徳近郊緑地保全区域(83ha)が昭和45年5月に内閣総理大臣指定され、同年8月には県知事により行徳近郊緑地特別保全地区(83ha)として指定されています。

##### 風致地区

「都市計画法」第8条の規定に基づき、県知事が都市計画に定める地域地区で、良好な都市の風致を維持するために5箇所769haが指定されています。

国府台風致地区(596ha)  
八幡風致地区(54ha)  
法華経寺風致地区(60ha)  
梨風苑風致地区(7ha)  
大町風致地区(52ha)

##### 生産緑地地区

「生産緑地法」第3条の規定に基づき、農業と調和した良好な都市環境の形成を

ることを目的として定められ、平成15年時点で388箇所(111.2ha)が指定されています。

##### 農業振興地域

本市では昭和48年に千葉県知事より、大町及び大野町のそれぞれ一部が農業振興地域に指定されました。現在、農業振興地域386haのうち、耕作の目的に供される土地として、果樹園を中心に152haが農用地区域に指定されていますが、昭和48年の指定当初よりも40ha減少しています。

##### 河川区域

##### 河川

本市では「河川法」第4条の規定により、上水道や工業用水道等の水源となっている江戸川をはじめ、9本の一級河川が指定されています。国(江戸川)、千葉県及び市(旧江戸川、真間川、大柏川・派川大柏川、春木川、国分川、高谷川、秣川)がそれぞれの区間で河川管理を行っており、北から南に流下しながら東京湾へと流入しています。

河川区域の面積では、水面・水辺を合わせると179.7haあります。

##### 調節池

市街地の河川空間は、まとまった自然が存在する貴重な空間です。まちづくりを進めていく上でも重要な要素といえます。総合治水計画に基づいて、現在整備を進めている調節池としては、大柏川第一調節池(16ha)国分川調節池(24ha)があります。調節池は洪水を防ぐために、越流堤から計画的に川の水を取り込む広大な敷地を必要とする施設です。都市化の進む中、貴重な水辺空間として有効利用が期待されています。

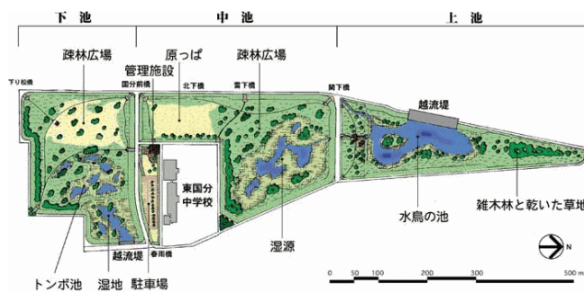


図 2-14. 国分川調節池整備イメージ図



図 2-15. 大柏川第一調節池整備イメージ図

### 保安林

「森林法」第 25 条の規定に基づき、農林水産大臣が水源の涵養、土砂の流出の防備等 11 項目の目的を達成するために必要である場合は、保安林として指定することができます。八幡 2 丁目に 0.1ha(八幡不知森)が指定されています。

### 地域森林計画対象民有林

「森林法」第 5 条の規定に基づき、知事により、森林の経済的機能と公益的機能を、総合的かつ高度に発揮させるために民有林を対象として「地域森林計画」が策定されています。

計画の対象となる森林の所有者等は、計画に対する意見の申し立てができ、また、森林施業計画をたてることができます。計画どおりに伐採や造林を行うことにより、税制、金融制度、補助金制度の優遇措置を受けることができます。本市では 108ha の民有林が指定されています。

### 保存樹・保存樹林

「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」第 2 条に基づき、都市の美観風致を維持するために保存の必要があると認められる場合に指定されるものです。市長により、保存樹は真間山緑地の隣接地 10 本が指定され、保存樹林は 6 箇所 (4.43ha) が指定されています。

### 史跡

「文化財保護法」第 69 条の規定に基づき、国指定の史跡としては、現在 5 箇所 10.9ha が指定されており、歴史文化遺産の貴重な緑地として位置づけられています。

- 姥山貝塚 (2.28ha)
- 曾谷貝塚 (4.21ha)
- 堀之内貝塚 (2.68ha)
- 下総国分尼寺跡 (0.58ha)
- 下総国分寺跡 (1.1ha)

### 緑地協定

「都市緑地保全法」第 14 条に基づき、市民の方々(土地所有者等)がお互いに自分たちの住む街を良好な環境にしていくため、関係者全員の合意によって区域を設定し、緑地の保全または緑化に関する協定を締結することができます。

本市では、堀之内地区や集合住宅等 10 箇所、約 26.7ha で緑地協定が締結されています。

### 緑地保全に関する協定

市川みどり会(山林所有者の会)と市が「緑地保全に関する協定」を締結し、市内の貴重な樹林地を保全しながら、緑化の推進活動、山林相続税の問題を研究しています。(平成 15 年現在: 会員 177 名、契約対象山林 48.9ha)

## (5) 公園緑地の事業

本市における緑地の保全、緑化の推進に関連する事業は次のとおりです。

表 2-10. 公園緑地の事業

	事業名等	事業概要
1	巨木等保存協定制度	本市に残された巨木やクロマツの保全育成のため、樹木の所有者と市の間で「樹木の保存等に関する協定」を締結し、保存樹木の樹名板の設置や剪定等の費用の一部を補助しています。
2	樹林地保全協定制度	市川みどり会を中心とした山林所有者との間で良好な自然環境の保全に向けて「樹林地保全に関する協定」を締結し、山林に対して、補助金を支給、固定資産税の減免、山林保険(施設賠償責任保険)を適用しています。
3	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律	市内の美観上優れた樹木、樹林の保存及び保護を図ることにより、都市の健全な環境の維持及び向上を図ります。市内の樹木、樹林の中で一定の基準に達しているものを指定し、指定された樹木、樹林の所有者は、保存の義務が生じます。
4	クロマツ保全事業	市の木「クロマツ」の保護・保全を目的に、保全対策として薬剤散布による害虫駆除を行っています。
5	公園ボランティア支援事業	市川ガーデニングクラブに市民約 200 人が参加しています。主に公園内の清掃、花壇管理を行っており、今後、より幅広い市民の参加を推進します。なお、市からの支援は草花の種の提供等を行っています。
6	緑の基金拡充事業	緑地の保全及び緑化の推進を目的とする緑の基金に補助金を交付し、公園の管理運営、生垣補助、イベント活動等の充実を図っています。なお、平成 16 年度から生垣補助は、設置費用を全額助成する基準を新たに設け、制度の充実を図ります。
7	街路樹整備事業	街路樹の植栽を進めるとともに、生育不良の樹木の植え替え、補植等により、緑豊かな街並みの形成を図っています。今井橋付近の主要地方道東京市川線では、ボランティア団体により低木の維持・管理や(高木の)落ち葉処理等の活動が行われています。
8	市川市宅地開発事業の施行における事前協議の手続及び公共施設等の整備に関する基準等を定めた条例	優良な宅地開発事業の施行を誘導し、良好な居住環境の形成及び保全並びに安全で快適な都市環境を備えたまちづくりに寄与することを目的として 500 ㎡以上の事業区域で条例の適用を受ける宅地開発行為については、緑化施設(共同住宅の場合)の面積についても敷地の 10%以上確保する規定が示されています。
9	工場等の緑化に関する要綱	地域の良好な生活環境の保全を目的に、「工場等の緑化に関する要綱」に定める基準に従い工場等と緑化協定を締結しています。要綱に基づいて、既設・新設の工場別に緑地面積を定め、また、工場敷地内外の緑化に関する技術的基準も定めています。
10	市川市屋上等緑化推進事業補助金交付要綱	建築物の屋上、ベランダ、壁面を緑化することにより都市緑化を推進し、都市の快適環境を創出すると共にヒートアイランド現象の緩和及び良好な環境の創出を図ることを目的とし、補助を行っています。

### 3. 緑の課題

本市の緑をとりまく現況から“緑づくり”の推進に向けた課題を整理し、基本方針に結びつけていきます。

#### 課題1：地域の特性を踏まえた緑地の保全と活用

樹林地の保全・活用  
農地の保全・活用  
個性を演出する樹木の保全  
良好な水循環の形成

#### 課題2：公園緑地の効率的・効果的な整備

公園整備水準の向上  
利用者のニーズを踏まえた公園施設への対応

#### 課題3：緑化の先導的役割を担う公共施設の緑化推進

地域の緑化モデルとなる公共施設  
緑の拠点となる大規模施設への対応  
道路緑化の充実

#### 課題4：民有地に憩いと潤いをもたらす緑づくり

住宅地の緑づくり  
商業地・工業地における緑づくり

#### 課題5：緑のネットワークの形成

緑をつなぎ、生き物と人々にやさしいまちの形成  
連続的な沿道緑化の形成

#### 課題6：市民の協力による緑化活動の推進

緑に関する市民意識の向上  
緑化活動の連携

## 課題1 地域の特性を踏まえた緑地の保全と活用

### 樹林地の保全・活用

- ・ 北部の樹林地は、多様な動植物の生息・生育場所となっており、樹林地の減少をくい止めていく必要があります。また、低地の農地や河川とともに一体的に保全していくことが望まれます。
- ・ 樹林地は、市街地に残る貴重な資源として、保全と活用を行うための樹林地評価システム（優先度）を明確にする必要があります。
- ・ 緑地を整備し維持・管理するには、多大な費用がかかることから、緑地を活かし維持管理の資金の一部となる施策等を考えることも求められています。

### 農地の保全・活用

- ・ 農業振興地域は、個性ある景観の形成、市街地の防災機能\*の向上に寄与することから、首都圏に残る貴重な緑地として、保全が求められています。
- ・ 農業振興地域以外の農地については、農業従事者の数の減少、高齢化、農地の維持が困難となった遊休農地の増加の解消が課題となっています。

### 個性を演出する樹木の保全

- ・ 本市には、クロマツをはじめとする歴史ある巨木、社寺林や屋敷林、地域の歴史を演出する緑が多くみられます。歴史・文化を伝えるかけがえのない貴重な財産として、その保全・育成を目的に、これらを保全するための支援体制の強化が必要になります。
- ・ 市街地にみられるクロマツは、民有地の屋敷内にあり、将来的な維持管理が困難な状況にあります。

### 良好な水循環の形成

- ・ 樹林地には、保水機能や、斜面地の崩壊を防ぎ、水源を涵養し洪水を防ぐ効果があります。
- ・ 本市の湧水状況を定期的に把握して湧水地の保全を図ることが求められています。

### ●農地の緑



民有地内のクロマツ

## 課題2 公園緑地の効率的・効果的な整備

### 公園整備水準の向上

- ・ 市域全体における都市公園の整備の水準は低いことから、整備水準を高めることが求められています。
- ・ 地域における一人当たりの公園面積率にばらつきが見られることから、効果的に整備、配置する必要があります。市中心部の密集した市街地、旧江戸川沿いの旧市街地、また、人口増加の著しい地域においては防災拠点としての役割を担う公園づくりの展開が求められています。
- ・ 本市には0.1ha程度の小規模な公園も多く見られます。

### 利用者ニーズを踏まえた公園施設への対応

- ・今後の公園整備については、防災面や景観面等の機能の向上を図るとともに、魅力的な公園としていくことが求められています。
- ・子どもからお年寄りを含むすべての方が利用しやすく、地域コミュニティとなるよう、ユニバーサルデザイン\*に配慮した施設内容としていく必要があります。
- ・公園内における犯罪の防止を図るため、照明設備等を充実させるとともに公共施設や民間施設と一体となった公園づくりの必要性が高まっています。
- ・公園緑地の計画と整備及び維持・管理のあり方については、市民と市の役割分担を明確にすることも含めて、市民参加\*のもと検討する必要があります。



大洲防災公園(整備イメージ図)



出入りに障害のある公園

### 課題3 緑化の先導的役割を担う公共施設の緑化推進

#### 地域の緑化モデルとなる公共施設

- ・市の顔である公共施設は、市民が集い、憩いの場となるよう、様々な緑化手法による積極的な緑化を図り緑豊かな空間づくりに努めるとともに、住宅地や商業地等の緑化の先導的役割を果たすことが求められます。また、多くの市民が利用する駅前空間の緑化率\*が低いことから、公共施設緑化の充実が求められています。
- ・市街地の主要な道路沿線には、立地や周辺の土地利用に応じた、ふさわしい街路樹、小規模緑化スペースの充実が求められています。

#### 緑の拠点となる大規模施設への対応

- ・既に市民に親しまれている江戸川第二終末処理場等のように、地域の拠点となる大規模な施設については、施設の上部空間利用やシンボリックな緑化等、その機能の向上が求められています。



地域のレクリエーション利用ができる公共施設(市川市衛生処理場)



緑化された公共施設(市川市衛生処理場)





江戸川第二終末処理場周辺と調和した緑地



江戸川第二終末処理場の上部を活用した緑地空間の創出

### 道路緑化の充実

- ・市の中心軸となる外かん道路は、緑地のスペースを十分に確保する必要があり、沿道環境に配慮した植栽が求められています。
- ・街路樹植栽が行われた道路でも、緑のボリュームが十分とは言えない区間があり、歩道幅員や沿道の土地利用に配慮しながら、緑陰をより多く確保できるように市民の協力が得られるようにしていくことが必要です。

## 課題4 民有地に憩いと潤いをもたらす緑づくり

### 住宅地の緑づくり

- ・北部の谷津地形上に位置する住宅地では地域の景観に配慮し周囲の樹林地と調和した緑化が求められています。密集した

市街地では、地域の防災性向上のため、生垣等により民有地の緑化を図ること等地域性に配慮した民有地緑化が求められています。

- ・ヒートアイランド現象の緩和を図るため建築物の屋上、ベランダ、壁面への緑化の支援を拡充することが必要です。
- ・市民一人ひとりが身近な場所である自宅の庭や集会所等に花壇づくりやプランターの設置等、簡単に始められる緑化から取り組むことが求められています。



屋上緑化の事例(新浜)



住宅地における緑化事例(八幡)

### 商業地・工業地における緑づくり

- ・利用者の多い市川駅、本八幡駅の周辺等を中心に商店やビル等が集積した中心市街地には、建築物の屋上や壁面への緑化、花鉢やハンギングバスケットの設置等、少ないスペースを有効に利用した緑化を図ることが求められています。
- ・臨海部に多く見られる工場内では、わずかな緑しか見られないことから、緑の量の確保が求められています。
- ・密集した商業地や住宅地においては、公開空地を確保し、施設と一体となった魅力的な空間整備が求められています。



苗木植栽による工場緑化(高谷新町)

## 課題5 緑のネットワークの形成

### 緑をつなぎ、生き物と人々にやさしいまちの形成

- ・北部の樹林地や谷津の自然環境を形成する大町公園自然観察園、江戸川等の河川、三番瀬は、多様な生き物の生息場所となっており、これらの生き物が移動できるように河川、樹林地、道路等で結んだピオトープネットワーク\*を形成していく必要があります。
- ・避難場所としての公園緑地や江戸川河川敷を街路樹のある幹線道路及び緑道機能を有する緑地等で結び、市民が避難できるための防災ネットワークを形成していく必要があります。
- ・公園緑地、樹林地、社寺は、地域のレクリエーション拠点として、河川沿いや道路の歩道等で結んだネットワーク\*を形成していく必要があります。

### 連続的な沿道緑化の形成

- ・沿道の民有地には緑化を推進し、潤いのある街路景観を形成していくとともに、地域の安全性を高めるため、ブロック塀の生垣化を推進していく必要があります。



市川市霊園の植栽



真間川沿川の桜並木

## 課題6 市民の協力による緑化活動の推進

### 緑に関する市民意識の向上

- ・市域の緑の多くは民有地に存在しておりこれらの緑を守り・育むことは、市民の一人ひとりが緑を意識し、市民、事業者、市がお互いに協力し合いながら進めていくことが重要です。
- ・市民による自主的な緑に関する取り組みや学べる場づくりを検討する必要があります。
- ・樹林地や屋敷林、巨木、田畑等の緑に対して、市民意識を高めていく必要があります。
- ・市民の誰もが使いやすく、かつ維持管理しやすい施設の整備を“市民参加型の公園緑地づくり”で進め、愛着心の向上を図ることが求められています。また、緑に関する知識の普及と情報の提供等、様々な機会を通じて市民意識を高めていくことが求められています。

### 緑化活動の連携

- ・緑にかかわる様々な市民団体のネットワーク化を図りグループ間の情報交換や交流の機会が求められています。



大和田公園



妙典ちびっ子公園